

(整理番号 412 )

## 大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第1回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会  
議事要旨

1 日 時 令和4年8月22日(月)  
午後1時40分から同3時25分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	1名
労働者を代表する委員	3名
使用者を代表する委員	3名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 議事録への署名廃止について
- (3) 審議の進め方について
- (4) 審議資料について
- (5) 大阪府機械・金属製品製造関連業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に森委員、部会長代理に服部委員が選出された。
- (2) 議事録への署名について、廃止することとなった。
- (3) 今年度の大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (4) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無等の審議の進め方について説明が行われた。
- (5) 事務局から審議資料について説明が行われた。

(6) 大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・ 労働者代表委員からは、機械・金属製品製造関連産業は、大阪府下の製造業の中で、構成比率として最も高く、同製造業の産業的発展は、大阪府の発展・繁栄に直結しており、この産業分野における熟練技能の継承と優秀な人材の確保のために、それにふさわしい賃金水準を確保していくことが不可欠である等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。
- ・ 使用者代表委員からは、大幅な最低賃金引上げは非正規社員の雇用環境の悪化や中小企業や下請け企業の人件費負担が重くなり、収益がさらに圧迫されて解雇、雇い止めといった雇用削減につながる等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。